

福島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例

(平成28年2月23日条例第5号)

(設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに福島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、事件ごとに広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、前項の事件に係る法第81条第3項において準用する法第79条の規定による手続の完了までとする。

3 連合長は、前項の任期満了前に委員に欠員が生じた場合は、新たな者を委員に委嘱するものとする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員が委嘱された後において最初に行われる会議は、広域連合長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(費用等)

第6条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付をうける審査請求人又は参加人は、実費の範囲内において次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の費用を納付しなければならない。

(1) 書面等の写し又は電磁的記録(法第38条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を記載した書面の作成に要する費用 別表に定める額

(2) 書面等の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付に要する費用 郵送等に要する費用

(調査審議手続の非公開)

第7条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第9条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

行政文書の種類	写しの作成の方法	金 額
文書 図画	乾式複写機による写し（単色刷り）	1枚につき 10円
	乾式複写機による写し（多色刷り）	1枚につき 100円
電磁的記録	録音テープに複写したもの	1巻（120分）につき 100円
	ビデオテープに複写したもの	1巻（120分）につき 200円
	フレキシブルディスクに複写したもの	1枚につき 30円

備考

- 1 行政文書（電磁的記録を除く。）の写しを交付する場合は、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。